

岡山県立図書館有料宅配サービス実施要項

(目的)

第1条 この要項は、岡山県立図書館利用規程第21条に規定する有料宅配貸出しの実施に当たり、必要な事項を定める。

(対象及び申請)

第2条 サービスを利用することができる者は、岡山県立図書館（以下「県立図書館」という。）で利用者登録を受けた者のうち、障害者等サービスの対象とならない者とする。

2 サービスを受けようとする者は、岡山県立図書館有料宅配サービス利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 利用者登録と利用申請は同時に行うことができる。

(利用できる資料)

第3条 利用できる資料は、県立図書館資料のうち貸出を禁止していない館内用資料で、前日までに予約して確保できた資料とする。ただし大型絵本、紙芝居、布絵本は除く。

(貸出冊数及び貸出期間)

第4条 貸出冊数は図書、雑誌10冊以内、視聴覚資料5点以内とする。

2 貸出期間は、郵送日数を含み22日間以内とする。ただし、館長が適当と認めた場合は、14日間を限度として貸出期間を延長することができる。

(貸出しの申し込み方法)

第5条 貸出しの申し込みは、電話等とする。

2 申し込み受付後のキャンセルはできない。

(送付先)

第6条 自宅または申請のあった送付先とする。

(貸出し及び返却方法)

第7条 貸出しはゆうパックもしくはゆうメール着払いとする。

2 返却はゆうパックもしくは宅配便等の元払いとする。

3 県立図書館へ来館し（閉館時は県立図書館返却ポストに）直接返却することができる。

(貸出し及び返却にかかる経費)

第8条 貸出し及び返却にかかる送料は、利用者負担とする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。